

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額と期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
サモア	サモア独立国政府に対する贈与 に関する日本国政府とサモア独 立国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商 政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	200,000千円 -----	H28.4.29 (同日)	日本側 森田一正在サモア 大使館大使 サモア側 トサイイラエバ・ フアラテイ・アフロフ・ルベ ソリアアイ・サイレ・マ リエレガオ・オイ首相	H28.7.5 268号
サモア	太平洋気候変動センター建設計 画のための贈与に関する日本国 政府とサモア独立国政府との間 の交換公文	太平洋気候変動センター建設計画を実施するために必 要な生産物及び役務の購入	962,000千円 H33.6.30まで	H28.7.29 アピアで (同日)	日本側 濱地雅一外務大臣 サモア側 トサイイラエバ・ フアラテイ・アフロフ・ルベ ソリアアイ・サイレ・マ リエレガオ・オイ首相	H28.8.9 321号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。